

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制度名	相続税に係る国際的な二重課税の排除										
税目	相続税										
要望の内容	相続税に係る国際的な二重課税を排除するよう一定の措置を講じること。										
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）	
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 東京の国際金融センターとしての地位向上のため、高度外国人材が我が国で働きやすい環境を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性 わが国では、居住地の変更や国籍の離脱等を利用した相続税回避を防ぐため、相続税の課税対象の拡大が行われてきたところ。 一方、諸外国においても同様の趣旨から課税権を拡大する傾向があり、その結果、一つの相続について複数の国が課税権を主張する状態（国際的な二重課税）が顕在化している。 しかしながら、わが国においては、相続税に係る国際的な二重課税の排除が不十分であり、非居住者等から日本での勤務を敬遠する声が上がっている。 わが国への高度外国人材の呼び込みを阻害しないよう、相続税に係る国際的な二重課税の排除を行うための一定の救済策を措置することが必要。</p>										

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2. 市場機能の強化のための制度・環境整備
		政策の達成目標	高度外国人材の呼び込みを阻害しないような制度の構築。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	日本に居住する外国人に関して相続が発生した場合に適用されると見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高度外国人材の呼び込みの阻害要因の排除が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		相続税の課税対象に係る見直しを求めるものであり、予算その他の措置によっては実現できない。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。	